**くるめ木町内会会則**

第１章　総則

1. 本会は、くるめ木町内会と称する。
2. 本会の事務所は会長宅に置く。
3. 本会は、広島市東区戸坂くるめ木一丁目・二丁目の全世帯をもって組織する。ただし、区域外で本会と密接な関係のある者、また区域内にある会社・工場・作業所・倉庫・営業所その他これに類するものを各一世帯と見なすことができる。
4. 本会は町内全域を五区に分け、各区は班をもって組織し、各班に１名の班長をおく。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

第２章

1. 本会は、町民の融和と協同の精神にもとづき、会員相互の親睦を厚くし、福祉の増進をはかり、明るい健全な地域社会を作ることを目的とする。　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）
2. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
3. 町内の親睦・福祉に関すること
4. 地域の青少年育成及び社会教育に関すること
5. 防犯その他の組織の強化改善に関すること
6. 保健衛生及び生活改善に関すること
7. その他本会の目的達成のために必要なこと

第３章　役員等

1. 本会に次の役員及び監査を置く。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

会　長　　１名

副会長　　５名

会　計　　１名

監　査　　５名

顧問及び相談役は必要に応じて置くことができる。

第４章　役員等の選出及び任期

1. 役員等の選出方法は、次のとおりとする。
2. 会長は、総会において選出する。
3. 副会長・会計・顧問及び相談役は、総会の承認を経て会長が委嘱する。（2001.5.10改正）
4. 監査は、各区より１名ずつ選出する。
5. 班長は、各班にて１名ずつ選出する。　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）
6. 会長・副会長・会計の任期は２年とし、監査・班長・顧問・相談役の任期は１年とし、再選は妨げない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

なお、補充による役員等は前任者の任期の残任期間とする。また、役員等の任期満了後も後任者が決定しない場合は、決定するまで引き続きその職務を行うものとする。

第５章　役員等の任務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

1. 役員等の任務は次のとおりとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）
2. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、各区内の会務を担当する。会長に事故があるときは職務を代行する。
4. 班長は、各代表として諸行事及び会務遂行にあたる。　　　　　　　（2001.5.10改正）
5. 会計は、本会の財務及び金銭出納の事務を扱う。
6. 監査は、本会の財務・経理及び会務を監査し、その結果を総会に報告する。

第６章　組織と会務

1. 本会の会務を分担するため次の部を置く。
2. 総務部　　　町内会運営の事務・企画・渉外に関すること
3. 公衆衛生部　公衆衛生に関すること
4. 体育部　　　体育活動に関すること
5. 福祉部　　　福祉に関すること　　　　　　　　　　　　　　　　　（2012.4.10改正）

第７章　会議及び会計

1. 総会は、役員と班長をもって組織する。　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

総会は、会長が召集し議長となる。

また、役員あるいは班長のいずれかの過半数をもって総会開催の要求があった場合には、総会を招集しなければならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

1. 総会は、年度当初に開催する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

総会で審議する事項は次のとおりとする。

1. 規約の改廃
2. 予算及び決算の承認
3. 事業計画
4. その他必要な事項

総会は、委任状を含め過半数以上の出席によって成立する。議決は出席者の過半数による。可否同数のときは、議長がこれを決する。　　　　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

1. 定例会は、毎月１回開催することを原則とする。　　　　　　　　　　　（2001.5.10改正）

定例会で協議する事項は次のとおりとする。

1. 戸坂社会福祉協議会の事業報告及び協力
2. くるめ木町内会の運営に関わること
3. その他必要な事項
4. 本会の会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとする。
5. 本会の運営に関する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。
6. 本会の会費は、１世帯当たり毎月３００円とする。　　　　　　　　　　（2004.4.10改正）
7. 会計は、年度末終了後１５日以内に決算報告書を作成するものとする。
8. 本会は、特別事業を行う場合は特別会計を設けることができる。

第８章　戸坂くるめ木集会所の管理及び会計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2014.3.30改正）

　第２０条　戸坂くるめ木集会所の管理は、別に定める戸坂くるめ木集会所管理規則による。

　第２１条　戸坂くるめ木集会所の会計年度等は、くるめ木町内会の会計に準じる。

附　則

１９５９（昭和３４）年１２月１日実施

１９６５（昭和４０）年２月２７日改正

１９８２（昭和５７）年１０月８日改正

この会則は、原本と相違ありません。

住　所　広島市東区戸坂くるめ木一丁目２６番１－２０５号

役職名　くるめ木町内会会長

名　前　栗栖和子

２００１（平成１３）年５月１０日改正

２００４（平成１６）年４月１０日改正

２０１２（平成２４）年４月１０日改正

２０１４（平成２６）年３月３０日改正